

大変です

東海村介護保険料

こんにちは 日本共産党村議の
川崎あつ子
です

2008年12月20日 14
〒319-1106 東海村白方 284-1
atsukok@nexyzbb.ne.jp
TEL/FAX 029-282-0229

来年4月から介護保険料が大幅に引き上げられそうです。「改定にあたっては、一般会計の繰り入れを行い、保険料の引き上げはしないこと」を求めた質問にたいして、村長は、「国の保険負担の割合は25%、そのうちの5%は調整交付金として別枠である。村は、高齢化率が低く、65歳以上の所得水準が高い。よって5%がこない、来年

度は、その0.3%しか来ない。実質5%は、65歳以上の第一号保険者が負担しなければならず、かなり保険料を上げなければ対応できない」と答弁しています。大変です。急いで反対運動を広げる必要があると思います。現在東海村の保険料は、県内で守谷市に次いで2番目に高い保険料になっています。

低所得者の負担増になる国保税改悪

今回の議案の中で、国民健康保険税の賦課方式を、4方式から資産割をなくした3方式に変更し、応能・応益の賦課割合を見直す提案がありました。会派を代表して次のように、反対討論を行いました。共産党以外の全員賛成で低所得者の保険料引き上げが決められました。

「反対討論」日本共産党の川崎篤子です。議案第84号 東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、会派を代表し、反対の立場から討論をいたします。

国民健康保険税の賦課方式を4方式から3方式にすることは賛成できませんが、賦課割合の応能割と応益割の70対30を60対40

にすることには反対です。低所得者の負担増をさけるため、70対30を維持すべきです。

国が賦課割合を50対50と標準割合であるかのように指導を強めているのは、「行政改革」のもと、国の持ち出し分を減らし、所得の変動に左右されない応益割を高くすることによって、国保財源の確実な確保をねらったものです。この国の標準に近づけるための賦課割合を60対40にすることは、低所得者の負担増になるため認められません。よって本議案には反対いたします。

以上申し上げまして、議案第84号 東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する討論といたします。

賦課方式とは、社会保険の財政方式のひとつで、その年に必要な給付費をその年の保険料収入でまかなうもの。

ご支援ありがとうございます
12月議会が終了しました
みなさんの声を、次の6項目にまとめて、一般質問を行いました。

- 1、介護保険料の改定について
- 2、東海村障害者福祉計画(第2期計画)作成について
- 3、国民健康保険証の取り上げの問題について
- 4、訪問看護ステーション事業の廃止について
- 5、ファーマーズマーケットの進捗状況について
- 6、東海第2発電所の耐震安全性および出力5%増の問題について

内容につきましては、1月3日付のご家庭の新聞に、「明るい東海」を折り込みますのでぜひご覧ください。

